

【復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価様式】

計 画 名 称	千葉市復興交付金事業計画
計 画 策 定 主 体	千葉市
計 画 期 間	平成 24 年度から令和 2 年度
計 画 に 係 る 事 業 数	1 事業
計 画 に 係 る 事 業 費 の 総 額	55.2 億円（うち復興交付金 41.4 億円）

東日本大震災による被害の状況に対応した復興まちづくりの現況

（被災状況）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする東日本大震災により本市でも大きな揺れが観測され、道路舗装の隆起・陥没、家屋等の傾斜が発生した他、下水・ガス・水道・電柱等のライフラインについても被害を受け、日常生活に大きな被害が生じた。



特に区全域が埋め立て地域である美浜区では液状化現象が発生し、多くの土砂が噴出したことが特徴といえる。



(現 状)

(1) 被害復旧状況

○道路災害復旧事業

平成 24 年 9 月にすべての復旧工事が完了。



【復旧前】



【復旧後】

アスファルト舗装歩道の復旧



【復旧前】



【復旧後】

アスファルト舗装車道の復旧



【復旧前】



【復旧後】

駅前広場の復旧

○下水道災害復旧事業

平成 24 年 7 月にすべての復旧工事が完了。



【復旧前】



【復旧後】

マンホール蓋の浮上の復旧



【復旧前】



【復旧後】

管渠のクラックの復旧

○公園災害復旧事業

平成 24 年 7 月にすべての復旧工事が完了。



【復旧前】



【復旧後】

園路アスファルト舗装の復旧



【復旧前】



【復旧後】

レンガ舗装広場・噴水池破損復旧

年 月 日	千葉市全体の人口（人）	美浜区の人口（人）
平成 23 年 3 月 1 日	962,436	150,200
平成 24 年 3 月 1 日	961,813	149,314
令和 3 年 4 月 1 日	983,211	151,104

震災後の平成 24 年には人口は微減しているが、現在は震災前の人口を上回っている。

(3) その他

東日本大震災被災の教訓を活かし、いつ発生するとも限らない災害に備えるため、地域防災計画を全面的に見直すとともに、津波避難ビルの指定、一時滞在施設や備蓄物資の確保、広報・誘導體制の確立など、防災・減災体制の確立に取り組んでいる。

復興交付金事業計画における主要な事業結果の概要

○市街地液状化対策事業（事業費：55.2 億、国費：41.4 億円）

事業を推進するため、液状化に関する被害状況、課題、対策等についての情報確認、共有化を目的として、副市長 2 名、総務局長、総合政策局長、都市局長、建設局長、美浜区長で組織する「千葉市液状化対策推進プロジェクトチーム」を平成 23 年 10 月に設置した。

また、学識経験者等から構成する「千葉市液状化対策推進委員会」を平成 24 年 1 月に設置し、事業実施地区の選定、住民説明会、実証実験に基づく対策工法の選定を経て、磯辺 4 丁目地区（モデル地区）及び磯辺 3 丁目地区において、「地下水位低下工法」による液状化対策事業を実施した。

【磯辺 4 丁目地区（モデル地区）】

平成 27 年度液状化対策施設工事着手、平成 29 年度に液状化対策施設工事が概ね完了し、平成 30 年度より地下水位の低下を開始した。経過観測の結果について令和 2 年 8 月に開催された第 14 回千葉市液状化対策推進委員会にて、液状化被害の抑制効果が発現していることが承認され、事業が完了した。

【磯辺 3 丁目地区】

平成 28 年度液状化対策施設工事着手、平成 30 年度に液状化対策施設工事が概ね完了し、令和元年度より地下水位の低下を開始した。経過観測の結果について令和 3 年 3 月に開催された第 15 回千葉市液状化対策推進委員会にて、液状化被害の抑制・軽減効果が発現していることが承認され、事業が完了した。

復興交付金事業計画の実績に関する総合評価

- 復興まちづくりにおける復興交付金事業計画の有用性
本市においては、東日本大震災による液状化被害が広範囲で発生したことから、今後の液状化被害を軽減するため復興交付金制度を活用し、公共施設と宅地を一体的に液状化対策する「市街地液状化対策事業」を実施した。
単に被災した建物や道路を復旧するだけにとどまらず、被災地の安心・安全な暮らしを取り戻すため、被害の抑制・軽減するための対策を講じることができたことから、復興交付金事業計画の有用性は高いものであったといえる。
- 復興交付金事業計画の実施に当たり、県又は市町村において改善が可能であった点
本事業においては、特に改善を図る点はなかった。
- 総合評価
既存市街地における液状化対策事業を完遂できたことは、住民との連携・合意形成を十分に
行い、効率的かつ技術的にも優れた事業が適切に行われたと評することができる。
また、事業完了に伴い、地域住民自らが液状化対策に取り組んだ10年間の活動を記した小冊子を作成する等、本事業の実施は地域の復興及び安全性の向上のみならず、地域住民の防災意識の向上に寄与したといえる。

評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組

本事業は、液状化対策推進に関し学識経験者等で構成する「千葉市液状化対策推進委員会」を設置し、

- (1) 地盤の液状化の発生原因及び地盤の現状に関すること。
- (2) 液状化対策に係る工法に関すること。
- (3) 液状化対策に係る計画及びその実施に関すること。
- (4) その他液状化対策に関すること。

について、調査・審議を行い事業完了に至った。本評価書に記載する事業効果については、本委員会の承認を得たものである。

また、本評価書の作成にあたっては、市民意見募集を行い、評価の透明性、客観性、公平性確保に努めた。

担当部局

都市局都市部市街地整備課 液状化対策室 電話番号：043-245-5337